

「NPOとの協働ガイドライン（仮称）」に関するパブリックコメント募集等の結果

「NPOとの協働ガイドライン（仮称）」について、県民の皆様からのご意見を募集したところ、次のようなご意見をいただきました。

ご意見をお寄せいただきました皆様にお礼申し上げます。いただきましたご意見は、ガイドラインを策定するうえで参考とさせていただきます。

なお、公表にあたり取りまとめの都合上、ご意見を案件ごとに適宜集約させていただきました。

- | | | |
|---|--------------------------|--|
| 1 | パブリックコメント募集期間 | 平成16年1月18日（日）～2月2日（月） |
| 2 | NPOから意見を聞く会 | 福井会場：平成16年1月22日（木）
敦賀会場：平成16年1月23日（金） |
| 3 | 意見件数（提出者数） | 66件（16人） |
| 4 | 提出された意見の概要および意見に対する県の考え方 | |

（1）策定の社会的背景および策定の趣旨について

- ・協働の推進が求められている理由として「より良い行政サービスの提供」が第一に挙げられているが、協働の概念から考えても「新たな公益サービスの創造」を前面に出すべきではないか。
- ・「県民の思いやエネルギーを絶えず県政に活かしていくため」の設定は県側の一方的な視点でありNPO側の視点が欠如している。NPO側からの協働の趣旨は「社会的使命の実現のための新たな可能性の創造」である。県政がパートナーとしてNPOとともに、新たなサービスを再編し、豊かな福井県を目指すべきではないか。
- ・「フレンドシップ」は友情であり文面的にも削除したほうが良いのではないか。

【県の考え方】

このガイドラインは、協働を行っていく際の県としての姿勢やルール等を示すものです。

今後このガイドラインを踏まえ、既存の事業の見直しや新たな事業の展開といったサービスの再編、創造に積極的に取り組むことが必要だと考えています。

新たな公共の担い手であり対等のパートナーであるNPOとともに、県民の方々に對するサービスの向上を図ってまいります。

また、「フレンドシップ」については、協働における信頼関係の重要性を意味するものであり必要だと考えます。

(2) 取組と現状について

- ・「協働の現状」を明記するべき。どれくらいの協働がなされているか、協働を推進するうえでどのような阻害要因があるか、それらの現状把握があってはじめて「協働するための必要な事項」が明確になると考える。
- ・ガイドラインの別冊にでもNPOの現状、分析をつけることで、行政職員に対して協働に対する意識づけができるのではないか。

【県の考え方】

今後このガイドラインに基づいて協働を進めていくことで、課題等の蓄積を図りながら、協働に関してより有効な福井県独自の施策の展開を図っていくこととします。

また、本年度の協働の取組状況ならびに、本年度実施したNPOとの協働に関する意識調査の結果については、別に公表する予定です。

(3) 協働の意義について

- ・「官・行政」が公共であるとの考え方より、市民が公共を決めていける社会、すなわち市民自治の構築がクローズアップされている。県は、このガイドライン策定にあたって「公共」の概念や「公共の領域」をどのように定義したのか、書きこむ必要があると考える。

【県の考え方】

従来は、住民の共通の利益を実現するため公共は行政が担い、行政が行う領域が公共の領域でした。

しかし、県民ニーズの多様化により、公共サービスが必要な範囲も拡大していきます。

これからの公共は、県民と行政が連携、協力し、相互に自律し対等の関係で担っていくべきであり、そこでの課題解決の有効な手段として協働が重要になっていると考えます。このことに関してガイドラインに反映させます。

(4) 協働するNPOの範囲について

- ・地域コミュニティの概念について従来の自治会よりさらにより大きな範囲で考え、そうした地域コミュニティとミッションをかけるNPOとの協力関係、ネットワーク関係がないと協働事業が進まない場合も多いと考える。
- ・対象とするNPOは素案のように限定して良い。自治会などは協働の形態でいえば、補助や情報提供になじむが実行委員会や委託にはなじまないことがある。また、その成り立ちを含め自主自立といえない組織をこのガイドラインの対象とすることは無理があるのではないか。
- ・ある分野での公共サービスの担い手は誰がいちばんふさわしいか、NPOとの協働の視野のみにとらわれず、他の組織を含めた中でのNPOの位置付けが必要ではないか。

【県の考え方】

既存の町内会や自治会は、本来限られた範囲における共益活動のために組織化されたものです。また、その活動にはNPOの特徴である自主性、自律性が確保されているとは言い難い側面があります。しかし、災害発生時等に顕著に表れるように、場合により課題解決能力は高いため、実際の事業展開にあたっては、地域コミュニティとの連携協力を図っていくことが重要だと考えます。

(5) 協働の基本原則について

- ・「必要です。」「重要です。」という言い回しは適当ではないのではないか。ガイドラインが機能できないのではないかと危惧する。
- ・実際に協働を行っているとき、責任の所在があいまいになることが多い。役割分担を明確にするためにも、そのことを基本原則に追加すべきである。
- ・徹底した情報の開示と共有の上に、対等・自主性の尊重・相互理解・目的共有の原則があると考えます。公開の原則だけでは、ともすれば結果の透明性のみを担保しているように感じる。基本原則の柱に「情報公開の原則」は不可欠である。
- ・基本原則がこのように記載してあれば、行政職員だけでなく、受託したNPOの構成員のなかでも、下請けでない対等だという意識をもってやっていける。

【県の考え方】

原則に関しては協働の基調をなす部分です。したがって、その言い回しは明確な表現に改めます。

相互の責任を明確にすることや目的達成のために期限を定めて事業を行うことは、個別の形態の「留意点」の項目の中でも言及していますが、お互いが依存関係になることのないようにすることは、協働していくうえで重要なことだと考えます。

また、情報公開の原則は県民に対する県の最も重要な姿勢の一つであることから、ガイドラインに反映させます。

(6) 協働の範囲について

- ・本来行政がやるべきことはあくまで行政がやるべきで、NPOとの協働の名のもとにNPOにある部分を任せ、その分行政が楽をするのではなく、協働する部分は、厳正にスリム化を図っていくべきと考える。
- ・図3中の「行政にしかできないサービスの提供」という表現は、お上意識を感じる。むしろ「行政が自らの責任で行う」という表現が適当ではないか。
- ・図2と図3を入れ替えると、協働の広がりにより理解しやすいと考える。

【県の考え方】

協働については、共に汗を流して行っていくものであり単なるアウトソーシングであってはならないと考えます。また、協働という手法によるサービスの再編、創造に際して行政のスリム化を図ることは必要だと考えております。

したがって、協働の範囲等に関する概念を明確に記述することとします。

また、図中の表現についてはわかりやすい表現に改めます。

(7) 協働事業の形態について

- ・協働の形態として請負契約は加えられないか。
- ・NPOへの委託でコストが低減され効果も期待できるものであれば、下請けにつながるかと敬遠するのではなくどんどん委託に出すべきだと考える。お互いにメリットがあるようにすれば、NPOへの短絡的な補助をしなくてもよくなると思われる。
- ・NPOが公共性の高い事業を行う場合は事業補助など積極的にバックアップしてもらいたい。
- ・団体運営費補助は、その団体の目的や実施している内容を精査し、運営に係る最小限の補助の門戸は開けておいてほしい。NPOとして存続出来なくなり消滅すれば協働しようにも出来なくなると考える。
- ・NPOは非営利ではあるが、資金が必要なのは他の組織と同様である。素案には協働の裏づけとなる資金の手当てに関する記述が具体的に示されていない。

【県の考え方】

契約の名称に関係なく成果に対してNPOと行政がともに努力することが協働であり、その過程において自主性が活かされない形態は協働の考え方になじまないと考えます。

委託について、コスト削減は非常に重要な要素だと考えますが、NPOと行政のメリットが優先されるのではなく、県民の立場に立ってサービス向上につながるかを最も大切な視点として積極的に協働を行っていきます。

協働における補助については、あくまでも事業補助が原則であり、運営補助は、支援の側面をもちます。県としてはNPOに対して、NPOという組織の特質でもある自主、自律の観点からも本来活動による事業展開によって組織基盤を充実していただきたいと考えます。

(8) 協働事業の選定基準について

- ・「協働の視点」をもって事業見直し等を検討する際、それを行政自身が行うのでは今までと変わらないと危惧する。
- ・ N P O 側からの事業の提案があった場合、行政側だけで選定するのか。対等の原則はそこでは活かされないのか。
- ・ 選定基準や結果の公表を行政サイドのみで行うより、公開の場でプレゼンテーションし、多くの市民の目で選定していく仕組みが考えられないか。
- ・ 協働事業の選定者は誰なのか、選定基準を作成し事業ごとの遂行能力の可否判断ならびに結果評価を行う主体は誰なのかといった大きな問題が残されている。 N P O、行政、民間有識者が各 1/3 ずつで構成するような独立の機関を設置しなければ協働の基本原則に沿った事業展開は困難となるであろう。

【県の考え方】

事業の選定などの作業の客観性を確保することは重要であり、事業の見直しや N P O からの事業提案に対して検討する仕組みは、今後不可欠になると考えます。

したがって、仕組みづくりの検討を行うための体制についてガイドラインに反映させます。

(8) - 2 協働事業の選定基準について

- ・「ニーズはあるか」について、地球温暖化防止といった課題など、今ニーズが見えなくても県として対応する必要があるものもあるのではないかと。
- ・ 目に見える県民の高いニーズは早急に対応すべきだが、今、県民が高いニーズ、意識を持っていないことでも、将来に向けてやらなければならない社会的な課題に対して、今だから取組まなければならないものがあるのではないかと、将来の問題もとらえた社会的ニーズといったことも含ませたほうが良い。

【県の考え方】

政策を立案していくうえで、将来を見据えた視点は極めて重要であると考えます。

したがって、このことに関してガイドラインに反映させます。

(9) 協働相手の選定基準

- ・総会や理事会を開催したり決算報告書を作成し公開するなど、組織運営の透明性を確保する努力はNPOとして当然行っていることである。こうしたことを、改めて選定基準に盛り込むことについては心外である。
- ・NPO法の認証要件には、宗教、政治、暴力団等の関わりの有無について自己申告になっている。それをあえて記載することは、委託側が綿密な調査を行うということになるのではないか。

【県の考え方】

活動内容や実績、透明性に関する事項については、NPO法の認証基準を記載しており、これは協働を行っていくうえでの最低限の基準でもあると考えます。

また、運用についてもNPO法に準ずることとします。

(9) - 2 協働相手の選定基準

- ・NPOに対しての基準のみが記載してあるが県の基準はどうなるのか。県職員の「NPOに関する理解度」、「協働に関する理解度」は非常に重要である。行政側に対しても、よりNPOを理解し、全庁的に取り組むための姿勢をガイドラインに記載すべきでないか。
- ・行政職員のNPOや協働に関する理解がまだまだ足りないのではないか。

【県の考え方】

NPOを理解し、ガイドラインに記載されたことを実際の協働のプロセスに反映させることが何より重要だと考えます。

したがって、NPOに対する理解度を高めるため作成予定のマニュアルにNPOに関する解説文書を記載するとともに、ガイドラインが示す基準等の周知徹底を図るため職員を対象とした研修会等を実施していく予定です。

(9) - 3 協働相手の選定基準

- ・選定基準を読むと入札参加資格の基準の実績主義を思わせ、これからNPOを育てていくという思いより、既に成熟したNPOのみが協働の対象であるような記述になっている。
- ・ガイドラインの精神に沿って積極的に参加したいというNPOに対して、逆にガイドラインに適合していないから排除するという対応になりはしないかと危惧する。
- ・ガイドラインがNPO側にとって受け身となっており、選定基準にあうNPOしか協働に参加できないということにならないかという不安がある。
- ・ガイドラインの基準に達しないNPOに対するフォローをどのように考えているのか。組織運営に関するサポートはないのか。
- ・NPOが協働をやりたい、できるという意味を明確にするために、登録制度のような受け皿づくりの仕組み作りをガイドラインに記載できないか。

【県の考え方】

協働は支援とは異なり、県民に対して責任を持って事業を行っていく以上、相手方の選定には慎重にならざるを得ない側面があると考えます。

組織運営の課題については、自主的に解決していただくことが重要であると考えますが、ふくい県民活動センターでマネジメント研修などを開催し、企画力や運営能力の向上を支援していきます。

協働に関してNPOと行政の相互の情報を蓄積し公開していくことは、協働を推進していくうえで重要なことだと考えます。そこで、ふくい県民活動センターのホームページにNPOの活動紹介や行政の協働情報に関するコンテンツをつくり、協働推進に資するための情報提供と蓄積を行います。

(1 0) 協働事業の評価について

- ・事業を評価するには第三者の目が入らないときちんとできないのではないかと。誰が評価項目を検討するかといったとき行政が行うのではあまり効果が期待できないと考える。第三者を交えて検討する仕組みを作るべきではないか。
- ・協働事業の評価については、受益者や第三者、地域コミュニティからの評価の視点も大切だと考える。
- ・選定基準の評価項目に、NPOが行政を評価するという事も加えてはどうか。
- ・協働したNPOと行政が相互評価し課題を明らかにしていくことは当然だが、当事者同士の評価と第三者機関の評価の双方が機能するシステムが必要ではないか。
- ・評価の具体的項目には、行政の事務事業評価とは異なった協働ならではの項目が必要である。県の協働事業の評価委員会（仮称）を、行政と市民の協働で策定してはどうか。
- ・個別の実例や個々の形態に対して、NPOと行政が協働することでより良い相乗効果をあげることがガイドラインの役目であり、このガイドラインをいかに使っていかかが課題である。現段階でこのガイドラインに記述されていることについて問題はないが、実際ガイドラインがどのように使われ、さらに協働の蓄積により見直していくことが必要になる。その際に評価を行っておくことが重要になる。
- ・来年度以降、協働の実績がどれだけ増えていくのかといったことを追ってってもらいたい。
- ・それぞれの協働事業の評価を具体的にしていかないと、このガイドラインが単なるお題目になるし、今後さらに協働事業を進めていけないのではないかと。
- ・大雑把な指標だけでなく、一定の評価基準を設ける必要がある。また、評価結果も各部各課に留めるのではなく一元的に管理し、県庁全体として評価を行っていくことが必要である。評価過程も含めて公開することが重要である。
- ・評価がNPOの活動の負担にならないようお願いしたい。
- ・効果が見えるのが相当先になる場合、どのような形で評価するのが課題になると思われる。
- ・結果だけを求めるあまり事業内容がおろそかになると本末転倒となる。あえて評価を行うことをガイドラインに記載しないでもらいたい。

【県の考え方】

事業の目的を明確にし、より効果的、効率的に事業を行っていくために、また事業の透明性を高め県民からの信頼性を高めるためにも協働事業の評価は不可欠であると考えます。

評価の項目などについては、作成予定のマニュアルに例示していきたいと考えています。

また、評価の客観性を確保することは重要であり、そのため評価を検討する仕組みが不可欠であると考えます。

したがって、評価に関する仕組みづくりの検討を行うための体制について、ガイドラインに反映させます。

(1 1) 協働推進のフロー図について

- ・ 県の政策形成の流れ、業務のプロセス、スケジュールにあわせて、住民、NPOの意見がそこに反映させることができる仕組みやNPOが参画できる時期等をガイドラインに記載できないか。
- ・ 協働推進の手順について、時間的流れ、予算の話し、NPOの提案の時期が見えると良い。NPO同士が連携して提案していく際、準備についても時間の流れが見えると安心できる。ガイドラインに記載できないか。
- ・ フロー図にはNPOや県民の声が入る時期の記載がない。全てが「県が認めた事業」「県が考えた事業」のみの狭い視点での協働となっている。

【県の考え方】

意思決定のスケジュール等については県の中でも流動的な要素がたかいため、こうした行政情報はホームページや情報誌を通じて随時情報提供を行っていきます。

(1 2) 協働のための具体的な仕組みについて

- ・ 県政への県民参加の促進を図るために、施策立案へ参画するための仕組みが記載されていれば、NPO側も安心してアプローチできる。そうした仕組みをガイドラインに記載できないか。
- ・ 政策形成過程への参画の機会について記載がない。どのように進めていくのか。
- ・ NPOからの提言を行政が受け止め、責任を持って回答するような仕組みをガイドラインに記載できないか。
- ・ 共に汗を流すために必要な基盤整備について記述できないか。
- ・ 行政のコスト意識と体質改善、職員の意識改革に協働の意義を認めているところは期待できる。さら行政職員のボランティア休暇やNPOへの派遣、インターンシップ制度などにより、職員がNPOとともに作業する現場に存在するための庁内の環境整備にも踏みこんで協働の意義を捉えていく必要があるのではないか。
- ・ NPOと行政が意見を交換できる場を多くしてもらいたい。また、意見交換が各種施策に反映され、より良い効果につながるように、予算編成前にNPOの意見を聴く、企画提案を受けるなどの仕組みを作ってもらいたい。
- ・ 事業はこのガイドラインに基づいて各部各課が実施するということだと考えるが、横断的な視点に立った記述も追加してもらいたい。
- ・ NPOが提案しそれを実施することを増やすシステムを作ってもらいたい。
- ・ 県が認めた事業、県が考えた事業のみの狭い視点にならないよう、考慮すべき。協働が求める最終地点とは、住民自らが主体となって地域社会を構成し、主体となって自治を行う「住民自治」だと考える。「自治は行政の仕事」という視点から脱却し、お客様から主体へと変革を求めるものである。住民とともに行政も変革が求められる。アウトソーシングの視点だけでなく、真の協働を求める。
- ・ NPO関係者を含めたワーキンググループを設け十分な議論を行いガイドラインを検討してもらいたい。
- ・ 現段階のガイドラインの記載内容については賛成だし、必要に応じて見直していく記載は重要であると考え。さらに切り込んで具体的施策が記載されるように今後の見直しの過程でお願いしたい。
- ・ このガイドラインからさらに踏み込んで、県が具体的に協働により何を目指しているかということを示してもらいたい。
- ・ 協働事業の相談窓口を県の組織の中のどこが担うのかといったことをガイドラインに記載できないか。

【県の考え方】

今後、このガイドラインに基づいて協働を進めていくことで、課題等の蓄積を図りながら協働に関してより有効な福井県独自の施策の展開を図っていくこととします。

協働の仕組みづくりについて、ガイドラインに反映させます。

(1 3) その他

- ・ 支援条例との関係、施策上の位置づけはどうなっているのか。
- ・ 福井県の現状を捉えたうえで、いかにNPOを育てるのか、引き上げを図るのかということをガイドラインに示すことを考えてもらいたい。

【県の考え方】

支援と協働はNPO施策の両輪だと考えています。NPOに対する支援については、支援条例、基本計画に基づいて今後も引き続き実施してまいります。

協働については、支援とは別にガイドラインのルールに基づいて行っていくこととします。